

3/29
朝日

安保法1年消えぬ懸念



集団的自衛権を行使できるようにした安全保障関連法が29日、施行から1年を迎えた。訓練を通して米軍との一体運用は進み、国連平和維持活動(PKO)の活動範囲も拡大するなど、自衛隊の任務は着実に広がりつつある。一方、憲法9条との整合性をはじめ、自衛隊が海外で戦闘に巻き込ま

れるリスクが高まっているとの懸念の声は消えない。

「我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している中、一国のみで自衛を

防衛できない。大変意義深い」。施行1年前に28日、

稲田朋美防衛相は記者会見でこう強調した。実際、自衛隊は安保法に基づき、海

外での作戦をにらんだ訓練に次々と着手している。

3月上旬、陸上自衛隊のホームページ上に、ある入

札公告が掲載された。「大型航空機機体(中古機)の

購入。搬入場所 習志野演習場」。仕様書には、中型

旅客機ボーイング767型機の主翼や尾翼の一部を切り取ったうえで納入するよう明記している。

自衛隊幹部は「対ハイジャックの訓練で特殊部隊が使うと聞いている」と明かす。安保法では、ハイジャックされた日本の航空機が海外の空港に着陸した場合や海外の日本大使館などが占拠された場合、自衛隊の救出作戦を認めた。

2月、自衛隊はタイ軍基地で米軍などと一緒に在外邦人の救出訓練を初めて国外で行った。表向きは災害

がきっかけの争乱だが、自

衛隊が念頭に置くのは朝鮮半島や台湾での有事だ。

米軍など他国軍への後方支援も、仕組みが整いつつある。昨年末には平時から

米軍などの艦船を守る「武器等防護」の運用を開始。

政府は自衛隊と米軍などが物品を融通する際の手続きを定めた「物品役務相互提供協定(ACSA)」の改

定案を今国会に提出。弾薬提供や発進準備中の戦闘機への給油が可能となる。

安保法による日本の役割拡大は、日米の外交・防衛当局者が待ち望んだものだ。武居智久・前海上幕僚長は3月、都内での講演で「日本が米国の要望に応えた『協力』する一方通行の関係から、日米が太平洋地域

- 武器を使った在外邦人の救出**
今年2月にタイで訓練実施
- 物品役務相互提供協定(ACSA)**
燃料・弾薬などを融通する。
今国会に米英豪との承認案を提出
- 武器等防護**
北朝鮮の弾道ミサイル警戒などに
あたる米軍艦船などを守る。
昨年12月に運用開始
- 駆けつけ警護**
PKO要員が離れた場所で襲われた
国連職員らを武器を持って助けに行く。
昨年11月に南スーダン派遣部隊に付与



安保関連法に基づき開始した主な新任務

の平和と安定のために双方向に『協働』していくことではないか」と評価した。ただ安保法をめぐっては、2015年6月に衆院憲法審査会で憲法学者3人が「違憲」と指摘した。阪田雅裕・元内閣法制局長官は自著「憲法9条と安保法制」で「他国軍隊に対する後方支援の見直しなど、自衛隊の海外の活動の態様を大幅に見直したいわば在庫一掃セール」と指摘。取材に「憲法9条が求めるのは『海外で武力行使をしない』ということ。しかし、安保法に基づき自衛隊が海外で活動する外国軍隊を支援すれば、戦闘に巻き込まれ、海外で武力行使をする危険性は高まる」と懸念を示した。(福井悠介、相原亮)